

Ⅲ

国税庁FAQ等を参考に 仮想通貨をめぐると 所得税・法人税のポイント

PWC 税理士法人
中村 賢次

仮想通貨に関する 所得税・法人税の 法令・通達などの状況

仮想通貨に関して、所得税および法人税の取扱いに関する法令や通達は特別には設けられていない。

所得税については、平成29年11月に国税庁ウェブサイトのタックスアンサーにおいてビットコインの使用により生じた利益は原則として雑所得に区分されることが明らかにされ、続いて平成29年12月には「仮想通貨に関する所得の計算方法等について（情報）」（以下、「FAQ」という）として、仮想通貨を売却・使用した際の所得の計算方法等が整理されている。実務上は、このFAQを参考に所得税の確定申告を行うことになろう。一方、法人税についてはFAQ

のようなものも公表されていない。

したがって、実務的には、原則として現行の法人税法および関連法令や通達ならびに企業会計基準委員会実務対応報告38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」の解釈により法人税の計算を行うことになるが、その取扱いが明確ではないものもあるため、何らかの指針が示されることが望まれる。

仮想通貨に関する 所得税の取扱い

国税庁が公表したFAQでは、次の事例が挙げられている。

- ・ 仮想通貨の売却
- ・ 仮想通貨での商品の購入
- ・ 仮想通貨と仮想通貨の交換

・ 仮想通貨の取得価額

- ・ 仮想通貨の分裂（分岐）
- ・ 仮想通貨に関する所得の所得区分
- ・ 損失の取扱い
- ・ 仮想通貨の証拠金取引
- ・ 仮想通貨のマイニング等

これらの事例をもとに、仮想通貨の取引に関する個人の所得税の取扱いをまとめると次のとおりとなる。

(1) 所得認識のタイミングと 所得の計算方法

仮想通貨の取引については、原則として保有する仮想通貨を使用した際に所得が生じることとされている。つまり、仮想通貨を売却した場合だけでなく、保有している仮想通貨で商品を購入したり何かサービスを受けたりした場合や、保有している仮想通貨を他の仮想通貨に交換

した場合などにも所得を認識する必要がある。所得の計算方法の概要および計算例はそれぞれ次のとおりであるが、いずれの場合も、取得した資産等のその時点での日本円換算での時価と、使用した仮想通貨の取得価額との差額が所得金額となる。なお、仮想通貨を取得し、売却せずに保有し続けている場合には、その仮想通貨の時価が上下しても、含み益や含み損を認識する必要はない。

一方、仮想通貨の分裂については、分裂により新しい仮想通貨を取得した時点では所得は生じないものとされている。また、仮想通貨のマイニング等については、マイニング等により仮想通貨を取得した時点で所得を認識することになり、その仮想通貨の時価とマイニング等にかかる経費との差額が所得金額となる（図表1）。

① 仮想通貨の売却

仮想通貨を売却（日本円に換金した場合）には、仮想通貨の売却価額と取得価額の差額が所得金額となる（例1）。

② 仮想通貨による商品購入等

保有する仮想通貨を商品購入の決済に使用した場合には、購入した商品の消費税込みの価額と支払った仮想通貨の取得価額の差額が所得金額となる（例2）。